

Title	ヴィクセルの財政理論について〔II〕
Sub Title	Note on Wicksell's theory of public finance〔II〕
Author	飯野, 靖四
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1969
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.62, No.9 (1969. 9) ,p.1024(44)- 1032(52)
JaLC DOI	10.14991/001.19690901-0044
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19690901-0044

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ヴィクセルの財政理論について (II)

飯野 靖 四

〔ヴィクセルの財政理論について〕

II 課税における公平ないし公正の原則について

1 課税における「公平」を達成するためにヴィクセルが提案した方法

〔参考文献 I〕

〔ヴィクセルの財政理論について〕

II 課税における公平ないし公正の原則について

1 課税における「公平」を達成するためにヴィクセルが提案した方法

「公正な」課税体系のための、すなわち租税負担を公平に分担するための、理論的原則をつきとめようとするヴィクセルの試みは、限界効用理論の発展に役立った。彼は、主として課税における利益原則（租税利益説）を基盤にして、限界効用理論の適用範囲を財政のすべての分野にまで拡大しようとしたのである。彼がやろうとしていたことを知るには、次の対比を心に留めておくに役立つであろう。彼は、直ちに、いかなる条件のもとにおいてもあてはまる課税における公平といった重要な問題を、考えたのではなかった。この問題を扱うには、我々は、課税にとっての公平ということに関してのみならず、財産所有権や富の分配といった社会的関係にとっての公平ということに関し

て、あまねく受け容れられる規準を設定することができなければならない。哲学の歴史には、これをやろうとした独創的で勇ましい試みが数多くあったことが記録されている。しかし、それらのうちの1つとして、その良否を判断するのに最も適している人々すなわち哲学者達自身の間で、あまねく受け容れられたものはないのである。これに対してヴィクセルは、そのような一般的な問題のとりあげ方をしないで、次のようなより狭い問題、すなわち社会の構成員が現存の所得や富の分配を殆んど満場一致で是認していると仮定できるような社会において、課税における公平の規準は何かという問題、に問題をしばってとり組んだのである。

これには2つの理由がある。1つは歴史的な理由であり、もう1つは分析上の理由である。19世紀も終りに近い頃、J. S. ミルやアドルフ・ワグナーといった影響力の強い財政学者は、租税を、単に収入をあげるといふ目的のためばかりでなく、社会改革というもっと広い目的のために——特に、もっと平等な所得分配を達成するために——使用すべきであると主張していた。これが通常、「課税の社会政策的観点」といわれているものである。この点についてヴィクセルの主張は、次のように要約できるであろう。すなわち、もし課税権が、或る種の富の没収とか著しく累進的な利潤率とか資本課税とかという形で、所得を平等化するために使用されたとするならば、それは、富の分配

注(1) 本稿は、三田学会雑誌第62巻第2号の拙稿「ヴィクセルの財政理論について〔I〕」の続きである。

(2) Equity を「公平」、Justice を「公正」というふうにも訳してみたが、それらの違いについては、私にはよくわからない。

(3) 著作目録*(12) 参照。ヴィクセルは著作目録(114)においても、次のように強調している。「私は、課税という概念それ自体が、すべての所得がみな同じように正当化されるということを前提としている、と思う。」と。

* ヴィクセルの著作目録は、拙稿「ヴィクセルの財政理論について〔I〕」の末尾に掲載。

(4) die sozialpolitische Gesichtspunkt der Besteuerung

が政治権力を握っている人々によって不公平であると判断されたということを示すものである。市民のいろいろなグループの間で財産関係が著しく変化している場合には、課税における公平という問題を考えても実益がないであろう。しかしこうした財産関係が変化し終った場合には、変化した財産・所得関係はおそらく社会的同意を得るであろう。その後は、没収というような形で課税権を行使するような機会はないであろうしまたするべきではない。

しかし、富の分配が社会の構成員によって殆んど一致して是認されていなければならないというこの条件は、同時に少なくとも暗黙のうちに、次のようなもう1つの条件を必要としている。すなわち、社会のすべての構成員の意志が歳入や歳出の問題を決定する国会・州議会・地方議会において良く反映されているという条件である。1890年代は、決してこのような(条件をみたした)状態ではなかった。当時はスウェーデンでは、選挙権は、婦人達に対してのみならず、大部分の都市労働者・小作人・農業労働者・選挙権に関して設けられた財産資格に合致しない人々、に対してもまた、与えられていなかった。

ヴィクセルは、選挙権に関する財産制限を撤廃し、一定年齢以上の社会のメンバー全員に選挙権を与えるべきであると主張した。しかし彼の意見では、普通選挙権を与えるだけでは意見が「良く」反映されることの保証には余りならなかった。意見が良く反映されるためには、ほぼ同一の投票人口をもつ選挙区において、単純多数決に基づいた選挙制度ではなくて、比例代表

注(5) effectively

(6) 著作目録(12) 参照。ヴィクセルは別の文献においても、これらの点を強調している。彼は著作目録(9)の最後の章で、スウェーデンにおいてより公平な課税制度を実現するためには、選挙権を労働者にまで拡張することがぜひとも必要な条件である、と述べている。また別のパンフレット(著作目録(17))の中で、彼は、普通選挙権と比例代表制とに賛意を表しているが、同時に、比例代表制は、議会において少数派に事実上の拒否権を与えるヴィクセルの租税体系のもとでは、実際には非常に重要なものになっているのである。

(7) この「相対的均等犠牲」の規準とか「利益」の規準とかという課税原則の名称は、ヴィクセルが使っている名称ではない。彼の用語法に従うならば、前者は「das Prinzip der Gleichheit oder Verhältnismässigkeit der gebrachten Opfer (さざげられた犠牲の均等性ないし比例性の原則)」ないし「Besteuerung nach der Leistungsfähigkeit oder Tragvermögen eines jeden (各個々人の支払能力ないし担税能力に応じた課税)」であり、後者は「das Prinzip der Gleichheit oder Verhältnismässigkeit zwischen Leistung und Gegenleistung (給付と反対給付の間の均等性ないし比例性の原則)」ないし「Besteuerung nach dem Interesse (利益に応じた課税)」である。

(8) Emil Sax, *Grundlegung der theoretischen Staatswirtschaft*, 1883

Ugo Mazzola, *I dati scientifici della finanza pubblica*, 1890

(9) ヴィクセルは著作目録(12)において、次のように述べている。「しかしながら、エミール・ザックスや、彼

「利益」原則におくことを決心したのである。

ところで能力原則についていうならば、それは、直接的には、公共支出の総額をどれくらいにするかを定めることはできないし、またこの総額をどのような割合で政府のいろいろな機能やサービスに分配するかを定めることもできない。しかし、こうした支出総額や分配の割合を決めることができる明瞭な規程がないならば、政府サービスならびに公共支出は、無制限にますます拡大してゆくであろう、という危険性が存在する。もし、公共支出の増大に伴って租税負担が増大し、それが厳密に「犠牲の相対的均等性」に従って分担されるならば、極端な場合には、課税後の所得が完全に均等化されるかもしれない。しかしこれは個人の企業心や経済的インセンティブにとって、損害の大きい結果をもたらすであろう。

他方、利益原則についていうならば、それは支出面にあてはめることもできるし、また収入面にあてはめることもできる。またそうすべきである。いかなる商品についても、その総効用というものは測ることができないけれども、それと同じように、政府サービスの総利益も、利益原則によっては測ることができない、ということも事実である。しかしそれを測ることは必要でもないしまた重要でもない。公共サービスを提供しそれを適当に維持してゆくという問題においては、国防とか司法とかいった重要なサービスが持続されるべきか或いは全面的に廃止されるべきかといったことを決定することは、めったに必要なならない。殆んど常に問題になるのは、一方を拡張し他方を削減すべきかどうかという問題である。また常に問題になるのは、こうした結果をもたらすために、租税は全体として増やさねばならないかどうか、またもしそうならばどの租税をどれくらい増やさねばならないか、といった問題である。これらの問題は、財貨やサービスを購入する時に消費者が直面する問題とは本質的に異なっている。この種の決定は当然、限界効用の理論に従っている。

しかしながら、利益原則は、課税される租税が政府サービスから受ける利益に等しいか或いは比例して

の切り開いた道をたどっていった——特にイタリアの——著作家達は、限界効用とか財価値とかいった概念を、租税を分担する場合や租税の具体的な高さを決定する場合にあてはめてみることによって、この点（こうした概念を民間部門のみならず公共部門にあてはめようとする点）でより高い目標を設定したのである。彼らはいわば、そうすることによって、公正な課税に関するすべての問題を、倫理的なものから純粋に経済的なものに変化させてしまったか、さもなければ変化させたいと思ったのである。」と。

注(10) qualified majority

いなければならない、ということを要求するものではない。まず第1に、これらのサービスの多くが提供されるものは、分割できないか或いは特定の個人に与えられたとは思えない一般的な利益である。警察による保護とか公衆衛生とかいったものがその良い例である。しかしこれ以上のものについては、利益原則からみてサービスや公共支出が正当化される必要となる追加的なサービスの価値が、そのために必要となる租税額と比べて、少なくとも等しいと考えられることである。これは結局、或る市民は他の市民よりもサービスからより多くの利益を受けとっており、しかもその利益は分担しなければならない租税よりもずっと多い、ということの意味している。

例えば「無料の」公立学校を維持するために裕福な家族に累進税が課せられる場合を考えてみよう。その場合、裕福な家族の多くは子供を私立学校へ通わしているで、彼らは、公立学校がなかったならば子供に教育を受けさせてやることができなかつたであろう労働者階級の家族ほどには、公立学校制度から利益を受けないであろう。確かに、労働者階級の家族も、公立学校を維持するために課税されるであろう。しかし、それは裕福な家族と比べると、家族当りにしても所得当りにしても、より低い課税額である。とはいえそれを純粋に利益原則に基づいて説明するならば、裕福な家族ないしその議会における代表者は、公立教育制度の利益が彼らの支払うべき租税と比べて少なくとも等しいと考える限り、学校のための租税に賛成するであろう、ということである。そしてこれらの利益の中には、公立学校教育が広く行なわれている社会に、また見識のある世論が政府の活動を吟味し判断しているような社会に、任んでいるということから得られる安心感や慰めといった利益も含まれている。

ところで全く合理的に行なわれている社会においては、富の分配は殆んど一致した世論に支えられているが、それと同じように、租税や政府支出の増減問題も、理想的には満場一致の賛成に基づいて、実際には「条件付き多数」すなわちほとんど満場一致の賛成に基づいて、決められるべきであるというのがヴィクセルの

考えであった。しかし彼が「条件付き多数」といった時にどのようなものを考えていたのかということについては、彼は詳しくは述べていない。本質的には彼は、選挙された代表による投票において51%以上でできるだけ100%に近いものをいっていたのである。実際彼は、条件付き多数という言葉が代表の2/3、3/4或いは90%といったようにいろいろの意味で使っているのである。

以上が、ヴィクセルの「租税の決定における任意性と(相対的)一致の原則」のエッセンスである。すなわち公共支出の決定ならびに租税の決定は、同時に、議会においてなされなければならないということである。公共支出ならびに租税を決定する場合には、議会の構成員はサービスから得られる限界利益とそのため必要となる限界費用ないし租税とを比較して考えなければならない。そしてこれらの決定には当然、条件付き多数の同意がなければならない。彼は、ほとんどすべての支出や租税は条件付き多数で決められるべきであると主張したが、同時に、単純多数決で決めても良い3つのタイプの例外を認めていた。それらは次の通りである。(a) 2つの互いに排他的な選択的手段だけが実現可能であり、第3の選択的手段が実現不可能なような問題の場合。(b) 政府「債務」の資金を調達する問題の場合。(c) 数種類の政府サービスを維持するために、いろいろな租税ならびにその他の財源を暫定的に配分する当初予算案において、その配分を決定する場合。

ヴィクセルは、こういった種類の単純多数決による意志決定がそれほどひんぱんに起るとは思わなかつたし、また、たまたま起つたとしてもそれは課税の問題についてのみ起るのであって、支出の問題にはあてはまらないと考えていた。第1の例外(a)は、社会が或る種の所得や富の形態が不公正であり従って没収的な形態の課税を採用しなければならないと考える場合のみ、課税に影響を与えるであろう。ここで彼が心に描いていたものは、特に、相続税ならびに主として人口

増加及び都市への人口の集中に起因する土地価値の増大に対する租税であった。しかしこの場合においても、彼は次のように注意を促した主張した。すなわち、もし土地所有者ならびに相続予定者がこれらの決定に参加できないか或いは参加することを阻まれるならば、これらの問題に関する決定も条件付き多数で決定される方が社会にとってずっと好ましい、と。

しかしながら第1の例外(a)は、支出の問題に関係する時には、彼の体系に著しい論理的矛盾をもたらす。例えば、国民健康保険法案が60%の多数で可決された時のことを考えてみよう。この法案も当然、そのための費用の概算とその費用をいかにして調達するかということに関する勧告をつけて、議会の予算審議にかけられる。もし最終的に承認された予算に組み込まれるための条件付き多数が構成員の90%であるならば、明らかに少数派はこの段階でこの法案のための財政措置に反対することによって、この法案の可決を妨げることができる。

彼の体系を論理的矛盾から救う道は、そのような問題の場合にはだいたい第3の選択的手段が存在すると考えることである。しかし、これはすべての支出目的にあてはまるというわけではない。いまのケースでは、議会が健康保険法案を制定しないならば、利用できる健康サービスが存在しないというわけではない。第3の選択的手段は、もし公共の健康保険が提供されないならば、社会は私的健康サービスにのみ依存し続けねばならないということを考えあわせて、それを供給する任意の団体をつくるかもしれない、ということである。ヴィクセルはこれにつけ加えて、次のように述べている。すなわち、もし提案された健康保険が、その財政をまかなうのに必要な条件付き多数を得られないならば、それはこのサービスが、(当然、政府によって充足されるべき)集合的欲望の対象に含まれるものではなく、(当然、私企業ないし任意の団体によって充足されるべき)私的欲望の対象に含まれるものであるということの証拠である、と。

注(11) ヴィクセルの用語法(著作目録(12))では Das Prinzip der (relativen) Einstimmigkeit und Freiwilligkeit der Steuerbewilligung であり、ダンカン・ブラックの訳語(参考文献[128])では Principle of voluntariness and (relative) unanimity in tax decisions である。

(12) 著作目録(12)においては、決定において単純多数決のルールを採用して良い場合は、次のような場合に限定されている。(1) 2つの互いに排他的な選択的手段のうち1つが選ばれ、しかも第3の選択的手段が実現不可能な場合。(2) 政府の「債務」の資金を調達する場合、特に、現存の公債の利子支払いと償還の問題の場合。(3) 政府財源をいろいろな政府サービスや支出目的に配分する時、その配分を決定する場合。

しかしながら、国防は明らかに集合的欲望の対象である。国防活動の拡大を提案する法案が議会において、条件付き多数よりは少ない単純多数で可決されたものの、その財政措置を検討する段階で少数派によって妨げられた場合には、第3の選択的手段はないのである。望ましい国防の拡大が私企業によっても供給されうると考えることは、通常、非現実的であろう。それゆえに、集合的欲望の充足のための支出目的が、頑固な議会における少数派によって拒否される場合もあるのである。ウィクセルは、こうした可能性に気づいてはいなかったが、少数派が妨害の意味で拒否権を行使するであろうと考えることは非現実的であると仮定して、自分の体系を発展させていった。

条件付き多数による意志決定に対する第2の例外(b)は、「政府の債務」の問題、特に、現存の公債に支払われるべき契約上の利子率の問題ならびに退役軍人・軍職員等々に対する年金支払いの問題、の場合である。

彼は、利益—租税—費用といった規準をこうした問題にあてはめることはできないと考えた。なぜなら、ここで問題になっているのは固定された債務であり、従ってこれらの債務の資金がどのように調達されるべきかということは、単純多数決によって決められるべきことであるからである。しかしながら、例えば、国防とか公共事業とかいった目的のために公債を拡大することによって、これらの債務を増すとか或いは新しい債務を引き受けるとかといった決定は当然、条件付き多数による決定に従わねばならない。その理由は、資本家階級には公債の拡大によって、自分達に帰属する利益があるからである。なぜなら、公債の利子支払いのために彼らが支払わねばならない租税と、政府債の所有者として、彼らが財務省から受け取る利息とを比べてみると、受け取る利息の方がはるかに多いからである。

ウィクセルは、政府の「債務」は、種類が少ないので、それらを容易に憲法に一つ一つ記してゆくことができる、と考えていた。またこれらの債務の資金の調達については、政府企業からの収益をまず第1にこの目的に使用すべきであるとと考えていた。この収益で不十分な場合には、能力原則に基づいた租税に頼らざるをえないであろう。しかしこれらの租税の税率は、債務でもってなされた事業から得られる利益のうち、平均利益よりも多い利益部分に比例して、変えられねばならない。例えば、或る町で橋をつくるために公債が増発されたとするならば、その橋から主に利益を得

るその町の納税者は、その公債の利子支払いと償還のために、他の納税者よりも多くの所得税や財産税を支払わねばならないだろう。しかしながら得られた利益が性格上必ずしも地域的なものでない場合には、その資金を調達するために、納税者一般に対して納税が要求されるであろう。

政府サービスを提供するために租税や他の財源を暫定的に配分する場合、それを単純多数決によって決めても良いという第3の例外(c)は、彼の課税における任意性の原則といったものを議会という局面に導入する際に必要になる。この暫定的な配分は、議会において予算を審議している間中、支出項目及び租税項目に関する討論・妥協・修正のための会議事項として役にたつ。最終的に承認された予算における、支出目的に対する租税及び他の財源の配分は、暫定的な配分とは全く異なったものであることが予想される。そしてこの最終的に承認されるべき予算は当然、条件付き多数によって承認されねばならないのである。

我々は、彼が、自分の「課税における任意性の原則」が議会の中でどのように作用すると考えていたかということを考える前に、彼の「公平な」課税体系というものがどのような理論的根拠に基づいていたかということについて考えてみよう。

[参考文献 I]

1 ウィクセルの生涯・経済理論一般を扱った文献

1-1 著作

- [1] Blaug, M.: *Economic Theory in Retrospect*, 1962 (『経済理論の歴史』関・浅野・宮崎他訳)
- [2] Eiriksson, B.: *Outline of an Economic Theory*, 1954
- [3] Gill, R. T.: *Evolution of Modern Economics*, 1967 (『経済学史』久保芳和訳)
- [4] Gärdlund, T.: *The Life of Knut Wicksell*, 1958
- [5] Heimann, E.: *History of Economic Doctrines*, 1950 (『経済学説史』喜多村浩訳)
- [6] Hutchison, T. W.: *A Review of Economic Doctrines*, 1953 (『近代経済学説史』長・山田・武藤訳)
- [7] James, E.: *Histoire Sommaire de la Pensee Economique*, 1950 (『経済思想史』久保田・山川訳)
- [8] Schumpeter, J. A.: *History of Economic*

- Analysis*, 1954 (『経済分析の歴史』東畑精一訳)
- [9] Stigler, G. J.: *Production and Distribution Theories*, 1941 (『生産と分配の理論』松浦保訳)
- [10] Stigler, G. J.: *Essays in the History of Economics*, 1965
- [11] Uhr, C. G.: *Economic Doctrines of Knut Wicksell*, 1962
- [12] 長 守善「経済学史」, 昭38
- [13] 堀 経夫(編)「原典経済学史」, 昭37
- [14] 小林 昇(編)「経済学史」, 昭42
- [15] 都留重人「近代経済学の群像」, 昭39

1-2 論文

- [16] Barone, E.: *Sopra un Libro del Wicksell*, *Giornale degli Economisti*, XI, 1895
- [17] Einerson, E.: *Begrebet Kapital: Oekonomien*, *Zeitschrift für Volkswirtschaft, Sozialpolitik und Verwaltung*, VI, 1897
- [18] Flux, A. W.: *Über Wert, Kapital und Rente*, by Knut Wicksell, (Reviews), *Economic Journal*, June, 1894
- [19] Frisch, R. A. K.: Knut Wicksell (『ウィクセル論』佐藤豊三郎訳), *H. W. Spiegel (ed.): The Development of Economic Thought*, 1952, (『経済思想発展史』伊坂・越村監訳)
- [20] Lexis, W.: Knut Wicksell: *Über Wert, Kapital und Rente*, (Literatur), *Schmoller's Jahrbuch für Gesetzgebung, Verwaltung und Volkswirtschaft*, XIX, 1895
- [21] Lindahl, E.: Wicksell's Life and Work, *Knut Wicksell: Selected Papers on Economic Theory*, 1958 (著作目録(128)), の Introduction
- [22] Ohlin, B.: Knut Wicksell 1851-1926, *Economic Journal*, September, 1926
- [23] Ohlin, B.: *Introduction, Knut Wicksell: Interest and Prices*, 1936 (著作目録(16)), の Introduction
- [24] Robbins, L.: *Introduction, Knut Wicksell: Lectures on Political Economy*, I, 1934 (著作目録(26)), の Introduction
- [25] Samuelson, P. A.: *Stability and Growth in the American Economy*, I. Wicksell, the Economist, *International Trade and Finance: A Collected Volume of Wicksell Lectures 1958-1964*, 1965
- [26] Schackel, G. L. S.: Foreword to the English

- translation, *Knut Wicksell: Value, Capital and Rent*, 1953 (著作目録(8,)) の Foreword
- [27] Schumpeter, J. A.: Zur Einführung der folgenden Arbeit Knut Wicksells, *Archiv für Sozialwissenschaft und Sozialpolitik*, Bd. 58, 1927
- [28] Sommarin, E.: ドイツ版への序文
- [29] Sommarin, E.: Das Lebenswerk von Knut Wicksell, *Zeitschrift für Nationalökonomie*, 2, 1930
- [30] Uhr, C. G.: Knut Wicksell: A Centennial Evaluation, *American Economic Review*, December, 1951
- [31] Weinberger, O.: Knut Wicksell 1851-1926 (Literatur), *Weltwirtschaftliches Archiv*, Bd. 24, 1926 II
- [32] Åkerman, J.: Knut Wicksell—A Pioneer of Econometrics—, *Econometrica*, April, 1933
- [33] 馬場啓之助「クヌット・ウィクセル」, 一橋論叢, 第43巻第4号
- [34] 千種義人「ウィクセル」, 三色旗, No. 227-1967.
- [35] 北野・杉浦「クヌット・ウィクセル」, 経済学全集 10 (近代経済学の展開), 昭31

2 ウィクセルの利子理論を扱った文献

2-1 著作

- [36] Garegnani, P.: *Il Capitale nelle Teorie della Distribuzione*, 1960, (『分配理論と資本』山下博訳)
- [37] Hansen, A. H.: *Monetary Theory and Fiscal Policy*, 1949, (『貨幣理論と財政政策』小原・伊東訳)
- [38] Hayek, F. A.: *Preise und Produktion*, 1931, (『価格と生産』豊崎稔訳)
- [39] Hayek, F. A. (ed.): *Beiträge zur Geldtheorie*, 1933
- [40] Hayek, F. A.: *The Pure Theory of Capital*, 1941, (『資本の純粋理論』—谷藤一郎訳)
- [41] Hicks, J. R.: *Theory of Wages*, 1932, (2nd ed., 1963), (『賃金の理論』内田忠寿訳)
- [42] Hicks, J. R.: *Value and Capital*, 1939, (『価値と資本』安井・熊谷訳)
- [43] Lindahl, E.: *Study in the Theory of Money and Capital*, 1939, (『貨幣及び資本理論の研究』原正彦訳)

- [44] Lindbeck, A.: *A Study in Monetary Analysis*, 1965, (「貨幣分析の研究」堀家・柴沼訳)
- [45] Lutz, F. A.: *Zinstheorie*, 1956 (「利子論」城島國弘訳)
- [46] Myrdal, G.: *Monetary Equilibrium*, 1939 (貨幣的均衡論) 傍島省三訳)
- [47] Nurkse, R.: *Equilibrium and Growth in the World Economy* (ed. by Haberler and Stern), 1961, (「世界経済の均衡と成長」河村・松永・大畑・渡辺訳)
- [48] Patinkin, D.: *Money, Interest and Prices*, 1956 (2nd ed. 1965),
- [49] Rist, C.: *Histoire des Doctrines relatives au Crédit et à la Monnaie*, 1938, (「貨幣信用学説史」天沼紳一郎訳)
- [50] Robinson, J.: *The Accumulation of Capital*, 1956 (「資本蓄積論」杉山清訳)
- [51] Schumpeter, J. A.: *Theorie der wirtschaftlichen Entwicklung*, 1912 (「経済発展の理論」中山・東畑訳)
- [52] Åkerman, J.: *Realkapital und Kapitalzins*, 1923~1924
- [53] 古谷弘「現代経済学の基本問題」, 1958
- [54] 木村健康「厚生経済学序説」, 昭44
- [55] 正井敬次「利子学説の研究」, 昭42
- [56] 三谷友吉「ポエーム資本利子論の研究」, 昭17
- [57] 三谷友吉「資本利子論の研究」, 昭27
- [58] 中山伊知郎「均衡理論と資本理論」, 昭13
- [59] 中山伊知郎「発展過程の均衡分析」, 昭14
- [60] 奥田勲「近代利子理論」, 昭33
- [61] 奥田勲「近代利子理論研究」, 昭35
- [62] 高田保馬「利子論研究」, 昭10
- [63] 高田保馬「利子論」, 昭12
- [64] 高田保馬「最近利子論研究」, 昭23
- [65] 安井琢磨「均衡分析の基本問題」, 1955
- 2-2 論文
- [66] Dorfman, R.: A Graphical Exposition of Böhm-Bawerk's Interest Theory, *Review of Economic Studies*, February, 1959
- [67] Dorfman, R.: Waiting and the Period of Production, *Quarterly Journal of Economics*, August, 1959
- [68] Hirshleifer, J.: A Note on the Böhm-Bawerk/Wicksell Theory of Interest, *Review of Economic Studies*, April, 1967
- [69] Neuberger E.: Waiting and the Period of Production: Comment, *Quarterly Journal of Economics*, February, 1960
- [70] Solow, R. M.: Notes toward a Wicksellian Model of Distributive Shares, *F. A. Lutz and D. C. Hague*(ed.): *The Theory of Capital*, 1961
- [71] Yasui, T. and Uzawa, H.: On an Åkerman-Wicksellian Model of Capital Accumulation, 季刊理論経済学, 1964年2月
- [72] 青山秀夫「ヴィクセルの自然利子論」, 経済論叢, 第39巻第4号及び第5号(昭9)
- [73] 服部新一「ミルダルの貨幣論について」, 経済論叢, 第44巻第3号(昭12)
- [74] 広江貞助「ウィクセルの利子理論の批評」, 国民経済雑誌, 第61巻第5号(昭11)
- [75] 高田保馬「利子歩合の理論」, 経済論叢, 第35巻第4号(昭7)
- [76] 高田保馬「自然利子論」, 経済論叢, 第44巻第5号(昭12)
- [77] 安井琢磨「時間要素と資本利子」, 経済学論集, 第6巻第9号及び第10号(昭11)
- 3 ヴィクセルの景気変動理論を扱った文献
- 3-1 著作
- [78] Haberler, G.: *Prosperity and Depression*, 1958 (「景気変動論」松本・加藤・山本・笹原訳)
- [79] Hansen, B.: *A Study in the Theory of Inflation*, 1951 (「インフレーション」塩野谷・宇野訳)
- [80] Hayek, F. A.: *Geldtheorie und Konjunkturtheorie*, 1929 (「景気と貨幣」野口弘毅訳)
- [81] Hicks, J. R.: *A Contribution to the Theory of the Trade Cycle*, 1950 (「景気循環論」古谷弘訳)
- [82] Lundberg, E.: *Business Cycles and Economic Policy*, 1953 (「景気変動と経済政策」吉野俊彦訳)
- [83] 青山秀夫「経済変動理論の研究 I」, 昭24
- [84] 青山秀夫「劍橋学派及び北欧学派の経済変動理論」, 昭28
- [85] 千種義人「現代景気理論」, 昭23
- 3-2 論文
- [86] Hughes, J. R. T.: Wicksell on the Facts: Prices and Interest Rates, 1844 to 1914, *J. N.*

- Wolfe (ed.): *Value, Capital and Growth (Papers in honour of Sir John Hicks)*, 1968
- [87] Nell, E. J.: Wicksell's Theory of Circulation, *Journal of Political Economy*, August, 1967
- [88] Taussig, F. W.: International Freights and Prices (Reply), *Quarterly Journal of Economics*, 1918
- [89] 飯田藤次「貨幣価格の運動」, 経済論叢, 第42巻第2号(昭11)
- [90] 柴田敬「貨幣的景気論史」, 経済論叢, 第39巻第1号及び第2号(昭9)
- 4 北欧学派を扱った文献
- 4-1 著作
- [91] (ブリューミン「近代経済学の再検討」宮崎・平館訳)
- [92] 鈴木諒一「北欧学派」, 昭24
- 4-2 論文
- [93] Ohlin, B.: Some Notes on the Stockholm Theory of Saving and Investment, *Economic Journal*, March, 1937 (「貯蓄・投資に関するストックホルムの理論についての覚書」後藤啓之助訳), Haberler (ed.): *Readings in Business Cycle Theory* (「景気変動の理論」後藤啓之助監訳)
- [94] Palander, T.: On the Concepts and Methods of the Stockholm School, *International Economic Papers*, No. 3, 1953
- 5 リ・スイッチング (スイッチング・バック) の理論を扱った文献
- 5-1 著作
- [95] Sraffa, P.: *Production of Commodities by Means of Commodities*, 1960 (「商品による商品の生産」泰山・山下訳)
- 5-2 論文
- [96] Levhari, D.: A Nonsubstitution Theorem and Switching of Techniques, *Quarterly Journal of Economics*, February, 1965
- [97] McManus, M.: Process Switching in the Theory of Capital, *Economica*, May, 1963
- [98] Newman, P.: Production of Commodities by Means of Commodities, (Review).
- [99] Samuelson, P. A.: A New Theorem on Nonsubstitution, Hegeland (ed.): *Money, Growth and Methodology and Other Essays in Economics in Honor of Johan Åkerman*, 1961
- [100] Samuelson, P. A.: Parable and Realism in Capital Theory: The Surrogate Production Function, *Review of Economic Studies*, June, 1962
- [101] Samuelson and Others: Paradoxes in Capital Theory: A Symposium, *Quarterly Journal of Economics*, November, 1966
- 6 ヴィクセルの租税転嫁・帰着理論を扱った文献
- 6-1 著作
- [102] Black, D.: *The Incidence of Income Taxes*, 1939
- [103] Mering, O. von: *The Shifting and Incidence of Taxation*, 1942 (「租税転嫁論」菅原修訳)
- [104] Musgrave, R. A.: *The Theory of Public Finance*, 1959 (「財政理論」木下和夫監訳)
- [105] Musgrave and Shoup(ed.): *Readings in Economics of Taxation*, 1959
- [106] Myrdal, G.: *Das politische Element in der nationalökonomischen Doktrinbildung*, 1932 (「経済学説と政治的要素」山田雄三訳): *The Political Element in the Development of Economic Theory*, 1953 (「経済学説と政治的要素」山田・佐藤訳)
- [107] Seligman, E. R. A.: *The Shifting and Incidence of Taxation*, 1927 (「租税転嫁論」井手文雄訳)
- [108] 松野賢吾「租税転嫁論」, 昭18
- [109] 能勢哲也「近代租税論」, 昭36
- 6-2 論文
- [110] Pedone, A.: Taxes on Production and the Average Period, *Public Finance*, Vol. 21, No. 4, 1966
- [111] Webb (Hicks), U. K.: Taxation and Production: The Wicksell Analysis, *Review of Economic Studies*, October, 1934
- [112] 飯野靖四「ヴィクセルの財政理論について I」, 三田学会雑誌, 第62巻第2号(昭44)

7 ヴィクセルの公正課税論を扱った文献

7-1 著作

- [113] Bowen, H. R.: *Toward Social Economy*, 1948
 [114] Buchanan, T. M.: *Public Finance in Democratic Process*, 1967
 [115] Johansen, L.: *Public Economics*, 1965
 [116] Lindahl, E.: *Die Gerechtigkeit der Besteuerung*, 1919 (*Just Taxation—a Positive Solution*, [118] に収録)
 [117] Musgrave, R. A.: [104] に同じ
 [118] Musgrave and Peacock (ed.): *Classics in the Theory of Public Finance*, 1958
 [119] Musgrave and Shoup (ed.): [105] に同じ
 [120] Myrdal, G.: [106] に同じ
 [121] Schmolders, G.: *Finanzpolitik*, 1955 (*財政政策*, 山口忠夫訳)
 [122] Schmolders, G.: *Allgemeine Steuerlehre*, 1965 (*「租税の一般理論」*, 中村英雄訳)
 [123] 阿部賢一「租税の理念と其分配原理」, 大15
 [124] 花戸龍蔵「財政原理学説」, 昭26
 [125] 井藤半弥「租税原則学説の構造と生成」, 昭10 →「財政学総論」, 昭37
 [126] 岩下篤広「財政学概論」, 昭31
 [127] 岡野鑑記「財政学大綱(上)」, 昭43

7-2 論文

- [128] Black, D.: *Wicksell's Principle in the Distribution of Taxation*, J. K. Eastman (ed.): *Economic Essays in Commemoration of the Dundee School of Economics 1931—1955*, 1955
 [129] Buchanan, J. M.: *Wicksell on Fiscal Reform: Comment*; *American Economic Review*, September, 1952
 [130] D'Albergo, E.: *Finanza Pubblica e Benessere*, *Giornale degli Economisti*, Jan.-Feb., 1963
 [131] Escarraz, D. R.: *Wicksell and Lindahl: Theories of Public Expenditure and Tax Justice Reconsidered*, *National Tax Journal*, June, 1963
 [132] Lindahl, E.: *Einige strittige Fragen der Steuertheorie*, Hans Mayer (ed.): *Die Wirtschaftstheorie der Gegenwart*, 1928 (*Some Controversial Questions in the Theory of Taxation*, [118] に収録)
 [133] Lindahl, E.: *Tax Principles and Tax Policy*, *International Economic Papers*, No. 10, 1960
 [134] Uhr, C. G.: *Wicksell on Fiscal Reform: Further Comment*, *American Economic Review*, June, 1953
 [135] 中村一雄「租税利益説の一評価」, 国民経済雑誌, 第113巻第3号(昭41)
 [136] 高木寿一「租税利益説に関する問題」, 三田学会雑誌, 第56巻第8号(昭38)

学 界 展 望

マーケティング地理学 (II)

—その系譜と展望—

高橋潤二郎

4. 中心地理論

—その古典的展開—

前節において、経験的事実としての市場圏の存在について述べてきたが、このような市場圏の存在は、空間的コンテキストにおける消費者の行動に何らかの意味での規則性があることを意味している。この規則性に着目し、いくつかの理論化が行われたが、その中で、特に重視されるべきは、いわゆる中心地理論 (central place theory) であろう。同理論の古典的展開は、いうまでもなく、1933年刊行された Christaller の *Die Zentralen Orte in Süddeutschland* と 1941年発表された Lösch の *Die räumliche Ordnung der Wirtschaft* によって行われた。両者の理論に関する詳細な比較検討はまだまだ十分とはいえないが、ここでは、最近の Berry, Haggett の解釈にしたがって両者の理論を可能なかぎり総合して古典的中心地理論の概括化を試みよう。

4.1 単一商品の市場圏

中心地理論の基礎をなすのは、単一商品の市場圏である。いま非有界の同質空間に同一の需要曲線をもつ消費者が均等に分布しているものとし、この空間の一点に商店が立地し、商品Qを販売するとしよう。Qの店頭価格は p であるが、いま、商店から消費者までの輸送費を消費者が負担するとすれば、各消費者は夫々の商店からの距離が大となるにしたがって実際にはより高い価格でQを購入することになる。即ち、消費者価格は店頭価格プラス輸送費ということになる。(いま、単純化のために、距離の増大にともなう価格の上昇を図7-iのように規定しよう。商店から m の距離にいる消費者は、 p の代わりに $p+mt$ を支払うものとする。 t は

単位距離当り輸送費である)

この消費者価格の上昇は当然消費者の需要量に影響を及ぼすだろう。各消費者の個別需要曲線を図7-iiのように仮定しよう。消費者は価格が p ならば q_1 を $p+mt$ ならば q_2 を夫々購入するだろう。距離が更に増大し、 $p+rt$ になれば購入量は0となる。前述のように、この需要曲線がすべての消費者について同一であり、消費者が均等分布しているならば、商店に対する総需要量は結局、図8のようないわゆる需要錐であらわされることになる。立地点を中心にして需要は周辺にゆくにしたがって減少し、距離 r の地点で0となる。いいかえれば、単一商品の市場圏は半径 r の円となる。特定の店頭価格 p に関する総需要量そのものは、函数 $q=f(p+mt)$ を r まで積分し、これを回転し、消費者密度 s を乗ずればよい。

$$\dot{D} = s \int_0^{2\pi} \int_0^r f(p+mt) m dm d\theta$$

いうまでもなく、 \dot{D} は p に依存し、ことなつた p によってことなつた \dot{D} が得られる。そこで、いくつかの p に対応する \dot{D} をプロットすることによって店頭価格の函数としての企業に関する総需要曲線を得ることができよう。いまこのような総需要曲線が図9のDのような形であたえられたとしよう。平均費用、限界費用、更に限界収入曲線が夫々AC, MC, MRであたえられるならば、企業にとって最大利潤を確保する販売量は q 、価格は p となろう。総利潤がABC p の斜線部分であたえられることはいうまでもない。更に商店の経営上の採算が総需要曲線と長期平均費用曲線との関係に依存してくることも指摘すべきであろう。両者が交叉しない場合、商店は輸送費を所与とするかぎり、店頭価格をひきさげないかぎり立地は不可能であろう。逆に両者が交叉ないし接するかぎり立地可能である。

4.2 単一商品の市場圏配置のパターン

同一の需要曲線をもつ消費者の均等分布を前提として単一商品を販売する単一商店が立地する場合、その市場圏が円形となることは前述した通りであるが、単一商品を販売する多数の商店が競合的に立地する場合、その結果構成される市場圏の配置はどうなるであろうか。商店数が少数な場合には問題はない。平面上にはいくつかの円形の市場圏が相互にはなれて存在するだけである。夫々の商店は最高の店頭価格で最大 possible 需要を享受するだろう。しかし超過需要があるかぎ